

Children First FUKUOKA 規約

(名称)

第1条 この団体は、Children First FUKUOKA（チルドレンファーストふくおか）といいます。

(目的)

第2条 この団体は、未来を担う存在である子どもを児童虐待から守り、その人権を擁護するとともに、児童虐待を予防するために子育て家庭を支える社会づくりを目的とします。

(事業)

第3条 この団体は、上記の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 学習会
- (2) 会員相互の情報共有
- (3) 調査研究・提言
- (4) 子育て家庭等への支援
- (5) 広報
- (6) その他、目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 この団体の正会員は、次の二種類とします。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(役員等)

第5条 この団体に次の役員をおく他、顧問をおくことができることとします。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 事務局長
- (4) 理事
- (5) 会計
- (6) 監査

(会費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければなりません。

(会計)

第7条 この団体の活動に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入によってまかないます。

(雑則)

第8条 この規約に定めていない事項で、運営上必要な事項は、役員会において決めます。

附 則

この規約は、令和3年5月5日から施行します。